



令和 7 年 4 月 24 日
第十管区海上保安本部

GW期間中の事故ゼロを目指して ～春季大型連休安全推進活動を実施します～

ゴールデンウィークは例年、マリレジャー活動などが活発になることから、第十管区海上保安本部では同期間を「春季大型連休安全推進活動期間」と定め、釣りが盛んな場所やプレジャーボート等の船舶が活動する海域で海上保安官が直接、事故の防止を呼びかけるなどの安全啓発活動を行うこととしています。

1 春季大型連休安全推進活動

(1) 期間

令和 7 年 4 月 26 日（土）～同年 5 月 11 日（日）までの 16 日間

(2) 重点対象

- ① 釣り中
- ② プレジャーボート
- ③ 遊漁船
- ④ 小型旅客船

2 基本事項

海で活動する全ての方は自身の命を守るため、これだけは忘れないようにしましょう。

- ① ライフジャケットの常時着用
- ② 連絡手段の確保（携帯電話は防水ケースに入れましょう）
- ③ 緊急通報用電話番号「118番」の活用

3 重点事項

以下の重点事項について安全意識の啓発を呼びかけ事故の未然防止を図ります。

(1) 釣り中の事故防止

<事故の特徴等>

- 釣り中の事故の 8 割以上が海中転落
- 事故者の約 8 割がライフジャケット未着用で死亡率が高い
- 単独行動での死亡率が高い
- 事故者の 7 割以上が 60 歳以上

<啓発内容>

- ① 釣り場に適した装備の装着
- ② 複数人行動
- ③ 気象・海象状況に応じた行動の励行



(2) プレジャーボート（ミニボート含む）の事故防止

<事故の特徴等>

- 船舶事故全体の5割以上を占める
- 機関故障、推進器障害等による運航不能が約6割を占める
- 見張り不十分による衝突や乗揚が2割以上
- ミニボートによる事故が増加

<啓発内容>

- ① 整備事業者による定期的な点検整備の励行
- ② 発航前点検の確実な実施
- ③ 常時適切な見張りの実施
- ④ 航行海域の水路調査の実施
- ⑤ ミニボートの安全常識の啓発



(3) 遊漁船及び小型旅客船の事故防止

<事故の特徴等>

- 遊漁船、小型旅客船ともに船舶事故全体に占める割合は高くないが、多くの客を乗船させるためより高い安全意識が求められる
- 遊漁船は見張り不十分による衝突、乗揚事故が多い
- 小型旅客船の事故は、令和6年は2隻発生し、いずれも機関故障による運航不能

<啓発内容>

- ① 常時適切な見張りの徹底及び業務規程の遵守励行（遊漁船）
- ② 安全管理規定の遵守励行（小型旅客船）

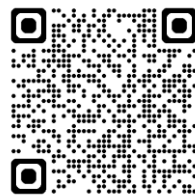
■各種事故防止啓発リーフレット



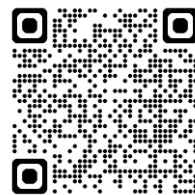
【釣り中】



【プレジャーボート】



【ミニボート】



【遊漁船】



【小型旅客船】

■海の安全情報

船舶運航者やマリネジャー愛好者に対して、ミサイル発射等の緊急情報、海上工事等に関する海上安全情報、気象庁が発表する気象警報・注意報、全国各地の灯台等で観測した気象現況等を「海の安全情報」として提供しています。

また、希望する利用者に対し、気象警報・注意報等を電子メールで配信する緊急情報配信サービスを実施しています。

パソコンやスマートフォン、携帯電話から、簡単にアクセスできます。 **海の安全情報** で **検索**

| パソコン用サイト | スマートフォン用サイト | 携帯電話用サイト | 緊急情報配信サービス |
|---|---|---|---|
|  |  |  |  |
| https://www6.kaiho.milt.go.jp/ | https://www6.kaiho.milt.go.jp/sp/index.html | https://www6.kaiho.milt.go.jp/m/index.html | https://www7.kaiho.milt.go.jp/micsmail/reg/touroku.html |

■ウォーターセーフティガイド

総合安全情報サイト「ウォーターセーフティガイド」では、遊泳やモーターボートなど8種類のマリネジャーについて、事故防止に必要な安全情報をわかりやすく掲載しています。

海に出る際は、「ウォーターセーフティガイド」をご活用ください。


Water Safety Guide
ウォーターアクティビティ（海辺でのレジャー活動）を安全に無事故で楽しむための総合情報サイト



4 管内における期間中の安全推進活動計画

| 部署名 | 実 施 内 容 | 連絡先 |
|-----|---|--------------------------|
| 十本部 | SNS 等を活用した安全啓発活動 | 交通部安全対策課 099-250-9800 |
| 熊 本 | マリーナ、釣り具店、岸壁等における PB ユーザーや釣り客に対する安全啓発活動 | 熊本海上保安部 0964-52-3105 |
| 八 代 | 訪船、巡回等による安全啓発活動 | 八代海上保安署 0965-37-1477 |
| 天 草 | 訪船、巡回等による安全啓発活動 | 天草海上保安署 0969-73-3194 |
| 宮 崎 | 各漁協、マリーナへの訪問指導（リーフレットの配布等） プレジャーボートへの訪船指導 釣り具店や釣り人への安全啓発活動 小型旅客船に対する九州運輸局宮崎運輸支局と合同、訪船指導 | 宮崎海上保安部 0987-22-3264 |
| 日 向 | リーフレット等を活用し、洋上及び陸上からの周知活動を実施 管内釣り具店、サーフショップ等を訪問し、安全啓発活動を実施 | 日向海上保安署 0982-52-8695 |
| 鹿児島 | 海上安全指導員との合同パトロール エフエム鹿児島、MBC ラジオ局出演による安全啓発活動 訪船、釣り具店等訪問、巡回等による安全啓発活動 | 鹿児島海上保安部 099-805-1002 |
| 喜 入 | 小型船舶免許更新者に対する海難防止講習会（5月10日） 訪船、巡回等による安全啓発活動 | 喜入海上保安署 099-345-0125 |
| 指 宿 | 訪船、釣り具店等への訪問、巡回等による安全啓発活動 | 指宿海上保安署 0993-34-1000 |
| 種子島 | 馬毛島交通船等への訪船、釣り具店及び巡回等による安全啓発活動 こどもまつりに併せた安全啓発活動（5月4日） | 種子島海上保安署 0997-22-0118 |
| 志布志 | 訪船、釣り具店及び巡回等による安全啓発活動 | 志布志海上保安署 099-472-4999 |
| 串木野 | 訪船、釣り具店及び巡回等による安全啓発活動 ライトメール、横断幕による安全啓発周知 | 串木野海上保安部 0996-32-2362 |
| 奄 美 | 奄美空港における三機関（海保、警察、消防）合同海難防止啓発活動（4月26日） 海上安全指導員との合同海上安全教室（5月3日） 宿泊施設等へ訪問しての安全啓発活動 FM あまみ出演による安全啓発活動（5月1日） | 奄美海上保安部 0997-53-5569 |
| 古仁屋 | 訪船、釣り具店等への訪問、巡回等による安全啓発活動 | 古仁屋海上保安署 0997-72-2999 |

※各活動の実施日、活動場所等の詳細は、各海上保安部署へご確認願います。

※プレジャーボートとは、モーターボート、ヨット、水上オートバイ、ミニボート等の総称です。

※ミニボートとは、長さ3m未満、機関出力1.5kw未満（2馬力以下）のボートです。小型船舶操縦者免許なしで操船することができ、法令に基づく船舶検査も不要です。